

## 会 議 録

|        |  |  |    |
|--------|--|--|----|
| 会議の名称  | 令和7年度 第2回豊中市健康福祉審議会  |  |    |
| 開催日時   | 令和8年(2026年)2月16日(月) 14時~16時  |  |    |
| 開催場所   | 豊中市地域共生センター西館3階 大会議室<br>(オンライン参加可)   | 公開の可否  | 可  |
| 事務局    | 福祉部地域共生課   | 傍聴者数   | 0名 |
| 出席者    | 委員   | 藤井会長、石川委員、上田幸雄委員、安田委員、谷口委員、森島委員、山野上委員、藤澤委員、岩本委員、西村委員、村上委員、辻委員、野上委員、甫立委員、安家委員<br>以上15名<br>(欠席：濱島副会長、上田哲郎委員、北島委員、澤村委員、藤田委員)  |    |
|        | 事務局  | ○福祉部<br>小野部長、甲斐次長(地域共生課長)<br>竹内福祉指導監査課長、森田障害福祉課長、森本長寿安心課長、荒木田福祉事務所長、堂本長寿社会政策課長<br>(地域共生課)高橋主幹、畑山補佐、凶師主査、尾藤主事、池田、日谷<br>○健康医療部 中村医療支援課長<br>○都市経営部 伊藤次長(危機管理課長)<br>○市民協働部 橋本主幹、松本主幹(地域連携課)、入江くらし支援課長、安井次長(兼コミュニティ政策課長)<br>○豊中市社会福祉協議会(以下、市社協)<br>今井常務理事、勝部事務局長、佐藤次長 |    |
|        | その他  |  |    |
| 議題     | 第5期豊中市地域福祉計画に記載している事業・取組みの進捗報告<br>基本目標1：包括的、継続的な支援体制の整備・強化にかかる取組み<br>(多機関協働推進事業、権利擁護)<br>基本目標2：安全・安心で活気あふれる地域づくりにかかる取組み<br>基本目標3：地域福祉の持続可能性の向上にかかる取組み<br>・重層的支援体制整備事業における地域づくりの検討<br>・公益財団法人とよなか国際交流協会の取組み<br>・社会福祉協議会の取組み<br>・市民公益活動支援センターの取組み<br>その他 |  |    |
| 審議等の概要 | 別紙のとおり   |  |    |

## 議事要旨

○事務局より配布資料の確認、定足数等の報告。

### 案件1 第5期豊中市地域福祉計画に記載している事業・取組みの進捗報告

基本目標1：包括的、継続的な支援体制の整備・強化にかかる取組み(多機関協働推進事業、権利擁護)

#### ○資料3に沿って事務局より説明

(委員) 意思決定チーム支援について、誰がどのタイミングで課題を見定め、支援を行うのか。

(事務局) これまで成年後見の市長申立は、高齢部局、障害部局、生活保護の福祉部局の担当者がそれぞれ行っていたが、支援にバラつきが出るため、成年後見部会では現在、市社協に業務委託している中核機関でのチームミーティング実施を検討している。今年度から中核機関が全件、支援に関わっていく予定である。

(会長) 意思決定支援は福祉支援の本質で、一般的に高齢者福祉でも児童福祉でも、ご本人の願いを聞き取るという事であり、レベルの高い支援が求められるがノウハウがまだ現場にない。特に市長申立ての成年後見では特に重要になる。そういったニーズに対して、まずはやってみて、それから全体のレベル合わせをしようという段階である。

(委員) 意思決定支援の取組みでどういう関係者が関わってくるのか確認したい。権利擁護センターが中核機関を受ける形で支援につなげるという理解でよろしいか。

(事務局) 中核機関と一緒にチームとしてやっている。このチームは、例えばケアマネージャーや地域包括支援センターのスタッフ等で、対象者の状況によってチームの構成員は変わるが、市長申立ての案件なので必ず後見人が入る。豊中市では中核機関が中心となり、スムーズな支援を目指して、まずはチーム構成員と後見人を繋ぐ役割を担う。

(委員) そもそも権利擁護センターの方も、意思決定支援の部分だけではなく、いろいろな課題を抱える方のそもそもの意思形成支援であったり表出支援であったり、そういったものを支えていく先にこういう取組みもあるので、そういったことも今後幅広く取り組んでいくと理解した。

(会長) 支援レベルを豊中市のワーカーで、全体的に上げていかなければならない。その中で意思形成、本当は自分がどうしたいのかを伝えられず諦めてしまっている人への意思決定支援から、それらを表に出す、意思を言葉で伝えられない方の意思の表出も汲み取っていくことは、福祉全体への取組みに広がる。そういうところにチャレンジしようとしていると思う。

(委員) 意思決定支援という形の意思決定について、具体的にはどういったことを考えておられるのか、お考えを3つほど聞きたい。

(事務局) 高齢者が認知症になって、最期は自宅で生活を続けるのか、それとも施設に入るのか、これは大きな意思決定の場面になると考えている。

また、すでに施設で生活している場合、地域包括ケアの概念の中で、最期まで施設にいと決まっている訳ではなく、施設から地域に戻ることも十分あり得る。本人の心情を汲み、今後どういった生活をしていきたいか等を意思決定の場面として想定している。また細かいところでは、成年後見人が金銭管理をする中で、例えば買い物好きな方の場合、必要・不必要という基準だけでなく、本人がどんな生活をしたいたのか、どんなことをしたいたかによって、お金の使い道も変わってくると思う。日々の生活の中で本人の意向を聞きながら、それをチームで支援していく。対象は幅広いが、本人の意向を尊重することが大切と考えている。

(会長) これは着手し始めたところで、今後の審議会での報告を待ちたい。  
そして、身寄りのない高齢者支援プロジェクトができたところだが、今の段階での質問はないか。

(委員) 身寄りのない高齢者の課題ということで、こういったことを事業として実施している民間事業者との住み分けは、どのように考えているか。

(事務局) 終活サポート事業は民間事業者でも広がっているが、対象者が民間とは少し変わってくると思っている。そういった民間事業者が増えることは地域資源として良いことだが、そこに当てはまらない人、特に費用の部分で、どうしても払えない方もいらっしゃると思う。それをどうキャッチしていくかは、プロジェクトの中で検討していかなければならないと考えている。

(委員) 国際交流センターで外国人の高齢者からも、相談がある。  
年齢や年金の加入期間、加入資格を得て加入していたが、タイミングによっては期間が足りず満額もらえない場合に本人の経済状況では打つ手がないケースもあった。また外国人の場合、高齢になったときに後から学んだ日本語を忘れてたり、自分のルーツである母国の文化に戻りたくなる人もいる。こういう取組みは大切だと感じている。

(委員) 外国人の場合、身寄りはあるが母国にいる等で対応できない方なども含むのか。

(会長) 今、課題を広げておいた方が良いと思う。高齢者等の『等』にはどこまで含むのか。

(事務局) 『身寄りがない』の定義については現在検討中。まだ確定ではないが、完全に身寄りがないというだけでなく、親族はいるが交流がなく支援が期待できない人も対象にしていくべきと考えている。また、高齢者『等』の中には、8050問題で親亡きあとの事や、高齢者夫婦で老々介護をしている人なども検討対象として考えている。

現在、支援者や市民向けに、ニーズを把握するためアンケート調査を準備している。その結果も踏まえて『身寄りのない高齢者』の定義について幅広く検討したい。

(委員) 身寄りのない高齢者等支援プロジェクトチームの実施要綱の『主な検討事項』に、生前の支援・終末期の支援・死後の支援の3つがあるが、どんな人が関わって、生前と死後で関わる支援者がどう変わる設定なのか。また死後の財産や法的手続きに関わる土業についてはどのように設定しているか。

(事務局) 現在、テーマに沿ってワーキンググループを作り検討している。

生活支援については、介護保険や障害サービス、そういったサービス提供関係者との連携は欠かせないが、公的なサービスだけではなく地域のボランティアとの連携も必要と考える。身寄りのない人の場合、入院時の緊急連絡先がなく、ケアマネージャーがいわゆるシャドーワークとして緊急連絡先を引き受け、業務の負担になっている。これについても生活支援のワーキンググループで解決策を検討している。終末期の課題については、相続・遺言・エンディングノート等の活用について検討している。遺言や相続については、本人だけでは公正証書の作成が難しい場合が多いため、相談窓口の充実、弁護士会・司法書士会と行政が繋がることによって、利用のハードルを低くする。成年後見もそうだが、より相談しやすい環境、専門職につなぎやすい環境を整えるべく、専門職の団体とも現在協議している。

(会長) 重層的支援体制整備事業の課題の1つは、やはり支援レベルの向上であり、意思決定支援が重要となる。そして、まだまだ新しい課題が出てくる中で、高齢障害事業の各部署で以前からの懸案事項だったが手をつけられなかった問題について、重層的支援体制を担う地域共生課が、プロジェクトの推進役として引き受けた。そういう仕組みがないと新しい課題が行政の中で解決できない。難しい問題である身寄りのない高齢者等支援のために、まずはこの庁内プロジェクトチームを作ったということが重層支援の成果の一つである。

## **案件2 基本目標2：安全・安心で活気あふれる地域づくりにかかる取り組み**

### **基本目標3：地域福祉の持続可能性の向上にかかる取り組み**

- ・重層的支援体制整備事業における地域づくりの検討 (資料4)
- ・公益財団法人とよなか国際交流協会の取り組み (資料5)
- ・社会福祉協議会の取り組み (資料6)
- ・市民公益活動支援センターの取り組み (資料7)

### **○各資料に沿って担当者より説明**

(会長) 議題1の意思決定支援や身寄りのない高齢者等の支援には、コミュニティづくりを現代的な形で、どのように再形成していくかが課題だと思う。今の3つの報告について質問はあるか。

(委員) 庁内で似たような事業をやっている課が他にもあると思うが、連携はあるか。

(事務局) 地域コミュニティの全体像の構築については福祉部と市民協働部との連携が必要である。地域で一つ一つ活動されているものは『ケアと暮らしの重なりデザイン事業』で支援している。地域福祉計画の計画期間は6年なので、今後も審議会で中間報告をしていく予定である。

### **その他：ケアと暮らしの重なりデザイン事業の取り組み内容と途中経過について、事務局より説明**

(委員) 民間がやりたいと言ったことを、行政が支援する形で活動しているのか。またその場合、選定基準などはあるのか。

(委員) お金の観点からも聞きたい。

(事務局) 1つ目の質問については、民間側から提案された案件について行政で検討している。現時点で不採択になった事業はないが、除外要件として、行政からの委託を受けている団体、助成金・補助金を受けている団体は原則として不可。あとは状況や提案の内容を見て判断する。資金面では、この事業は何か団体に助成するような性質の事業ではないので助成金等はない。行政と連携して広報したり、人をマッチングして、より民間の取組みを充実させている。

(委員) 資金面でのサポートはないが、人員等はサポートするということか。

(事務局) 人員に関しても、原則として一気通貫でやっていただくのが基本ルールである。

(会長) 要は市民がやりたいことをやるのを後押ししているということであれば、従来型の担い手が不足していると言われる中で、興味関心に基づいて自発的にやることは参加層を広げる意味でも良いと考える。

(委員) 生活支援体制整備事業との違いはあるのか。

(事務局) 重層的支援体制整備事業の流れがあるものの、生活支援体制整備事業は高齢者の社会参加と生活支援サービスの創出を主眼に置いた事業である。しかし、重複しているところはあるかと思うので、今後整理は必要と考えている。

(会長) コミュニティ作りや活動というのは、それぞれの実施母体が情報共有したり、繋がるための場づくりが重要である。まだ始まって日が浅いのでそこまで到達していないと思うが、展望はどうか。

(事務局) まだ始まって8か月なので今も課題と方向性を探っている部分もあるが、既存の仕組みとの連携は意識しながら進めていく必要があると考えている。

(委員) 豊中の参画事業者が、地域活動として事業所が空いている時間に地域のボランティアに場所を開放し、使ってもらおう等している。我々事業者がコミュニケーションに入ると、介護の地域と関係あるのかと聞かれることがある。そういうところから入口をつくるのは大切だと考えている。福祉だけではなく、市民活動・コミュニティを合わせて行政で考えれば、もっと関わるきっかけを増やせるし、関心を持ってもらえると思う。現場にいる人間として、縦割りではなく福祉部と市民協働部で連携を持って取組んでいただくことが必要だと感じている。

(事務局) どうしても既に制度や分野があるので、こういった説明をすると、それはどれに当てはまるのかと聞かれることがあるが、現在我々がやろうとしているのは、福祉的に人との繋がりや孤立防止に適用できるようにすることである。福祉分野から離れて地域づくりを考えたときに、普段地域づくりを

している人からすると、普通の生活の中に福祉があると捉えているように思う。ここでいうケアというのは介護とか障害福祉サービスを指しているわけではなく、日常生活の何気ない声かけや挨拶などを含んでケアと呼んでいる。分野にこだわらず作っていきこうと始まったものだったので、他の部局や制度と連携することは勿論、庁内の会議でも、分野の狭間で今までになかった制度を作っていきこうという動きをしている。今後もしっかりと取組みたい。

(事務局) この件に関しては、国際交流センターや市社協等で、お互いの情報共有の場を作っている。縦割りを超えるという意味では、例えば子どものネットワークなどは一緒に運営するよう改正された。また、外国人支援を国際交流協会が全て担うのではなく、地域レベルでネパール人と地域住民の交流会も始まっている。地域の側から専門的に進んでいくもの、専門的な方向から地域に向くもの、入口が福祉ではないものなど色々あるが、地域福祉ネットワーク会議で7つの団体が価値観の共有などはしている。

(委員) 先ほど紹介のあった15のプロジェクト団体についても、それぞれ担当する部局は違うと思うが、うまく連携しながらやっていきたいと考えている。

(委員) 豊中市の取組みとして、福祉以外のいろいろな担い手があるのを繋いでいった中で、新しい担い手を作ることについての課題があれば聞きたい。今の調子でどんどん取り込んでいけば、広がっていくという見込みなのか。

(事務局) 課題はあると思う。村上委員、岩本委員がおっしゃった市民協働領域との連携や、今日は説明していないが、庄内コラボセンターで実施している公民館連携事業の『暮らしの保健室』、或いは介護保険事業者連絡会と地域連携課が共催しての合同就職説明会など、ショコラがやっている取組みや、逆に我々が福祉の色を薄くして地域にアプローチしているものもある。取組む中で、成果と共に新たな課題も上がってくると思うので、一つ一つ解決していくことで着実に進めていきたい。

(委員) 最初の案件で意思決定支援の話があったが、では障害を持っている人が借りやすい住宅がどれだけ実際あるのか、と考えると、いろんな取組みが全国でされているが、なかなかソフトの部分で繋がらない。動きづらい課題がどうすれば動くかに関心がある。

(事務局) 案件1と重複するが、これはケアと暮らしの重なりデザイン事業というより、全体の市の動きとして、例えば地域福祉ネットワーク会議で地域課題を抽出したものを、全庁的な政策として、どのようにその課題を解決していくのかという全庁的な行政の仕組みがあるので、そういったものも活用し、進めていきこうと考えている。

(会長) 最後に、先ほどの地域づくりの説明で、モヤモヤ・わくわくという表現があったが、私の理解ではこのモヤモヤが、誰も排除しない、生活課題・福祉課題に対応するところの従来の地域福祉の福祉づくりであり、大切にしなければならない。いわば憲法第25条のセーフティネットだと考える。先ほどの市民公益活動についての報告で『多様な少数派が多元的に共存する現代社会』とあったが、先ほどの福祉課題でも、少数の課題が多様に広がっているといえるのではないか。この部分は非常に脆弱で、セーフティネットの課題中心では負えなくなっている。私たちは課題中心であるとともに希望中心

でも社会を作らなければならない。それがわくわくの部分に当たる。モヤモヤとわくわくを重ね合わせて、モヤモヤの部分の解決を計りつつ、わくわくの部分も広げていこうとしている。それは憲法第13条で謳われている、希望実現社会・幸福追求社会に繋がるのではないか。この二つの社会づくりが地域社会で求められていることを提起しているのではないかと感じた。セーフティネットと言っている限り、いくら当事者と言っても私たちは支援対象と考える。希望社会は『みんなが幸せになりたい』という共通の課題になるので、融合する中で市民にも広く参加してもらい、地域社会を作っていくかなければならない時代になっていると思う。

その中で、ケアと暮らしの重なりデザイン事業というのは、一般的にケアリングコミュニティで、孤立社会の中で繋がり基盤を作って、それを暮らしの基盤にしていこうという実験段階であると思う。その中で今行っている15のプロジェクトは、何かの課題に対して対策的にみんなが連携するのではない。希望実現型社会の実現には課題が多いため、それにばかり取り組んでいると住民も疲れてしまう。だから希望を見据えて、今持っている地域の資産の中で、みんながどう協働できるか。

ABCD(asset・based・community・development)アプローチという手法があって、地域で活動する人も資産である。その人たちが繋がっていく先に何か見えるものがあるのではないかとということで15のプロジェクトができたと解釈している。

総括的にもう1つ言うと、高齢・障害の分野別計画は、制度福祉・社会福祉事業をいかに進めていくかという制度福祉事業で、地域福祉は社会福祉を目的とする事業である。制度ではなく、制度にないものを計画するものなので、須らく実験事業になる。本日の案件1も案件2も実験事業である。そこが地域福祉計画の醍醐味であり、難しいところでもある。今後も継続して見守っていきたい。

## 事務連絡

次回の開催日程について

以上